

2026年
4月
スタート!

別紙 2

ぶんきょうく
文京区

こどもの権利に 関する条例

たとえば、こんな経験や思いをしたことはありませんか？



みんながこまったり、悲しい思いをしないで幸せにすごすために、条例(区のルール)を作りました。
こどもの権利をこどもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていきましょう！

こどもの権利を知ろう！

こどもが持っている権利って？

こどもの権利には、次のようなものがあります

安心して生きる、過ごすための権利

- 1 命が守られ、及び尊重されること
- 2 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
- 3 安全・安心に過ごせること
- 4 家族や大切な人と一緒に過ごせること

必要な支援を受け、守られる権利

- 10 悩んでいること、困っていること等を相談できること
- 11 こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
- 12 身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
- 13 人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等を理由としたあらゆる差別や虐待、いじめ等を受けずに安心して生きていくことができること
- 14 こどもの発達に応じてプライバシーが尊重されること

成長と可能性に関する権利

- 5 遊び、学び、及び休むこと
- 6 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、親しむこと
- 7 繰り返し挑戦できること
- 8 適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
- 9 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること

意見等の表明と仲間づくりに関する権利

- 15 自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること
- 16 仲間をつくり、集まること

「文京区こどもの権利に関する条例」について詳しくはこちら



相談できる窓口

こども応援サポート室（文京区こども家庭支援センター）

☎ 03-5803-1900

月曜日～金曜日 9時～17時（休日、年末年始除く）
電話のほか、相談フォームや窓口での相談もできます。

悩みがあったら相談してね！

こども応援サポート室

詳しくはこちら



24時間子供SOSダイヤル
（文部科学省）

☎ 0120-0-78310

24時間相談できます。

法務局LINEじんけん相談
（法務省）

友だち追加して相談できます。

検索ID：@linejinkensoudan



2026年10月からは、こどもの権利擁護委員への相談もできるようになります！